




領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

<b>領 収 証</b>		№013124
#上しんし事務所 様		金額: 38556
金額	¥38,556-	内訳
但し、ホスティング料として		
上記正に領収いたしました。		
31年4月 / 日		<input checked="" type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 小切手 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> その他 ( )
収 入 印 紙	株式会社 <b>地元新聞社</b> 〒877-0071 大分県日田市玉川3丁目624-2 TEL.0973(22)5324・FAX.0973(22)6011	

★取扱者印がないものおよび金額を訂正したものは無効とします。

事業名、使途及び内容等

県政通信折込料 5,250部

あん分による充当の場合

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 19,278 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( 円)

整理番号

2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

新聞購読料 領収証

井上伸史 事務所 様

ご購読ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年3月分 領収日 4月5日  
領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 一宮 勇作  
住所 日田市城町1丁目3番12-2号  
TEL 0973-28-7750 FAX 0973-28-8670

お申込No. 44031-12384(056)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (3月分)  
公明新聞

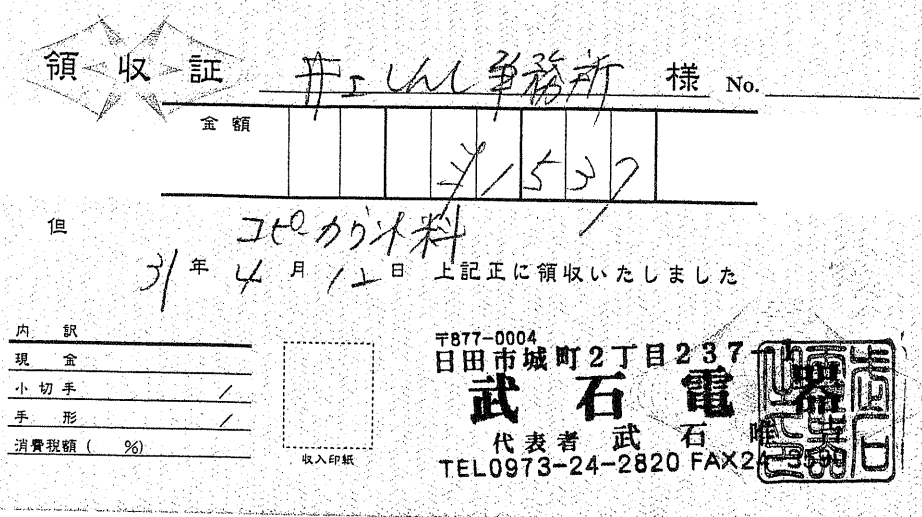
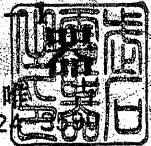
あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	3	<b>領収書等の添付様式</b>										
領収書その他の証拠書類の添付欄												
<div style="text-align: center;">  <p>領収証 <u>井上しん事務所</u> 様 No. _____</p> <p>金額 <u>7,153.7</u></p> <p>但 <u>コピー料金</u></p> <p><u>31</u>年 <u>4</u>月 <u>12</u>日 上記正に領収いたしました</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>内 訳</td><td></td></tr> <tr><td>現金</td><td></td></tr> <tr><td>小切手</td><td>/</td></tr> <tr><td>手形</td><td>/</td></tr> <tr><td>消費税額 (%)</td><td></td></tr> </table> <div style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>〒877-0004 日田市城町2丁目237</p> <p><b>武石電</b></p> <p>代表者 武石</p> <p>TEL0973-24-2820 FAX2</p>  </div> </div>			内 訳		現金		小切手	/	手形	/	消費税額 (%)	
内 訳												
現金												
小切手	/											
手形	/											
消費税額 (%)												
事業名、用途及び内容等												
<p style="font-size: 2em;">コピー使用料</p>												
あん分による充当の場合												
<p>あん分の率 ( <u>1/2</u> )</p> <p>按分による政務活動費の充当額 ( <u>768</u> 円)</p>												
一部のみ打切り充当した場合												
<p>政務活動費充当額 (                      円)</p>												

領収書等の添付様式

整理番号

4

領収書その他の証拠書類の添付欄

井上伸史

新聞・雑誌名  
日刊「しんぶん赤旗」

部数 金額  
1 3,497



領収書

3,497 円

2019 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

西部地区委員会877-0011大  
分県日田市中城町6-29  
TEL 0973-24-2145

領収日 4/24 扱者



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(4月分)

赤旗新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 **5**

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2019年04月分

大幸ビル1F  
井上 伸史 様

4.24

銘 柄	部数	金 額
西日本新聞朝刊	1	¥3,093

合 計  
¥3,093 円

年 月 日

担当印

株式会社 伊東新聞店  
日田市南元町20番20号  
(TEL) 23-3159  
☎ 0120-64-3159

会社  
取  
関店

御購置のじがごいひびきま

株式会社  
領 収  
伊東新聞店

事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (4月分)  
西日本新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 31 年 4 月分  
井上伸史事務所 様



003-0140

銘 柄 名	部数	金 額
大分合同 セット	1	3,093
合 計 (消費税含む)		¥3,093



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

簡単に便利な自動振替もご利用ください。  
手数料はかかりません。

領収日 年 月 日

大分合同新聞日田プレスセンター  
所長 伊藤信雄  
☎22-5727 日田市田島本町

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達集金、テリパラー、プレスセンターからの各種ご連絡、印刷・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、用途及び内容等

新聞購読料(4月分)

大分合同新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	7	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
31-04-25   200   *72,457   NTT J(NCS			
事業名、使途及び内容等			
車リース利用料 対象金額 61,790円			
あん分による充当の場合			
あん分の率 ( 0.0700 )			
按分による政務活動費の充当額 ( 4,325 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 ( 円)			



# 自動車リース契約書

貸借人使用欄(検印)

契約番号 K7KH8A05-000-001

2015年 8月18日

賃借人(甲)

賃貸人(乙)

住所

氏名

井上伸史

東京都港区芝浦一丁目2番1号

日本カーリユーションズ株式会社

代表取締役社長

野上 誠

連帯保証人

連帯保証人

住所

氏名

印

住所

氏名

印

上記賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)とは、別添の「リースDeマイカー契約の内容について(重要事項説明書)」及び「お客さまの個人情報の取扱いについて」を確認し、同意のうえ次の通り自動車リース契約を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又簡易メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他簡易メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有します。

## 基本約定

(リース)

第1条 乙は、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載のリース自動車(以下「自動車」という。)を本契約に定める条件で甲にリース(賃貸)し、甲はこれを賃借します。

(リース期間)

第2条 リース期間は、表(4)記載の通りとし、その開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の書面(以下「自動車検査証等」という。)上の使用者を甲とし、自動車検査証等上の所有者を乙として自動車を登録された日からとします。

2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。

(リース料)

第3条 表(6)記載のリース料(以下「リース料」という。)は、月単位で計算し、表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含みます。

2. 甲は、リース期間中において、事由の如何を問わず自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

3. 甲の乙に対するリース料の支払方法を表(7)記載の通りとします。

(再リース又は買い取り)

第4条 基本約定第2条に定めるリース期間満了の3ヶ月前までに甲が乙に対し書面で申し入れ、乙がこれを承諾し、リース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務不履行がない場合は、甲乙間で自動車にかかわる再リース契約又は売買契約を締結できるものとします。

(1)甲が再リース契約を希望するときは、再リース契約の条件等が記載された乙所定の再リース申込書にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、甲乙間で自動車再リース契約を締結できるものとします。

(2)甲が自動車の買い取りを希望するときは、乙所定の書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、基本約定第20条の規定に基づき甲乙間で自動車の売買契約を締結できるものとします。但し、自動車の買い取りは、表(8)記載の設定残存価格の清算方式(以下「清算方式」という。)がオープンエンド方式の場合に限るものとします。

(前払リース料)

第5条 甲は、本契約に基づく甲の債務履行を担保するために、乙に対し、本契約締結と同時に表(5)記載の前払リース料(以下「前払リース料」という。)を現金で支払います。

2. 前払リース料は、最終リース料から逆順で順次各リース料の各支払期日が到来したときに、当然にそのリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という。)額に充当されます。なお、前払リース料には利息を付さないものとします。

3. 甲が基本約定第14条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、前項にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要せず、前払リース料をもって甲に対する全ての債務の全部又は一部に充当することができます。

4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

(自動車の引き渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地・保管場所(以下「保管場所」という。)とし、自動車は表(2)記載の売主(以下「売主」という。)から直接甲に引き渡します。

2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちにこれを検査し、自動車の規格、仕様、品質、性能その他本契約との不適合(以下「瑕疵」という。)の有無を確認します。

有無を確認します。

3. 前項に定める検査の結果、自動車に瑕疵がなく本契約に適合していることを甲が確認したとき、乙から甲に対する自動車の引き渡しは完了し、甲は直ちに自動車の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。

4. 甲は、本条第2項に定める検査の結果、自動車に瑕疵の存することを発見した場合、乙に対し直ちにその旨書面による通知をなし、乙の協力のもと、売主との間でこれを解決した後、自動車の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。

5. 甲が自動車の借受証を乙に交付したときは、本条第2項に定める検査又は前項による通知をすることなくその交付をなした場合でも、自動車は瑕疵なく完全な状態で乙から甲に引き渡されたものとみなし、以後、乙はいかなる事由によっても、自動車の隠れた瑕疵を含む全ての瑕疵について何等その責に任じません。

6. 甲が不当に自動車の引き渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだときは、甲は、基本約定第15条第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。

(自動車の瑕疵等)

第7条 乙は、自動車の売主と締結した自動車の売買契約において、自動車に瑕疵があった場合、及び売主の便益の供与及び義務の履行について、その一切の責任を売主が負うことを約定していることから、乙はそれらについて一切責任を負わないものとし、売主がその責任を負うものとします。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由によって、自動車の全部若しくは一部の引き渡しが遅延し、又は不能になったとき、その他自動車の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切の責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとし、乙は、乙が必要と認める範囲内において、甲の売主に対する権利行使に協力します。

4. 前項の権利行使のために、乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じたときは、甲は、書面により乙に請求します。この場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡にかかる諸権利の存否を担保しません。

5. 甲は、前二項の場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

(自動車の管理)

第8条 甲は、検査完了後、自動車について道路運送法その他関係法令及び監督官公庁の規制指示並びに自動車製造会社等の定める取扱説明を遵守し、自動車を善良なる管理者の注意をもって常に充分な機能を果たす状態に維持管理し、かつ、保管場所に保管し、正常に運転し又は使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な道路運送法その他関係法令に基づき定期点検整備、部品・付属品の取替え、補修、修理その他一切の行為をなすとともに、そのための費用を負担します。

3. 甲において、住所変更、自動車の保管場所の変更その他自動車検査証等の記載事項に変更が生じたときは、甲は道路運送法その他関係法令に基づき甲の責任と負担でその変更手続きを行うものとします。

4. 乙は、甲が自動車の修理又は点検整備をなす場合の代車の提供及び休業補償について何等その責に任じないものとします。

(リースDeマイカー用)

は、次の各号の通り、甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

- (1)表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、リース期間満了時の自動車の設定残価は、表(8)記載の設定残価とし、本契約が期間満了しかつ再リース契約又は売買契約を締結しないときは、自動車を他に換価処分した金額(以下「処分価額」という。)又は一般財団法人日本自動車査定協会その他公正な機関の評価に基づく評価額(以下「評価額」という。)から、それぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、乙はその超過額を現金で甲に支払い、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額を現金で乙に支払います。但し、清算金には消費税等が別途かかります。
- (2)清算方式がクローズドエンド方式の場合、リース期間満了時の設定残価の清算は行わないものとします。

#### (契約解除時の設定残存価額の清算)

第19条 基本約定第15条各号により本契約が解除され、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り、甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

- (1)表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、処分価額又は評価額からそれぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を表(8)記載の設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、その超過額を表(11)記載の規定損害金の一部に充当し、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額と規定損害金との合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金には消費税等が別途かかります。
- (2)清算方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定残価の清算は行わないものとします。

#### (自動車の買い取り)

第20条 甲が自動車の買い取りを希望し、基本約定第4条第(2)号の規定により書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合は、表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式であること、及びリース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がないことを条件に、基本約定第17条の規定にかかわらず、甲は乙から自動車を買い取ることができるものとします。この場合、本条に定める条件のほか、乙が別途指定する条件で甲乙間で売買契約を締結するものとします。

2. 前項の売買契約における自動車の車両販売価格は、表(8)記載の設定残価相当額とします。又、自動車の売買価額(以下「売買代金等」という。)は、自動車の車両販売価格とこれに対する買取時の消費税率に基づく消費税等及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」で規定される再資源化預託金等(自動車リサイクル料金等)の合計額とします。

3. 前項の売買代金等とは別に、自動車の運搬その他移動に要する費用、買取時に発生する自動車の売買にかかる公租公課等(取得税が再度課税される場合は当該取得税を含む。)、自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等、自動車の所有権移転登録等にかかる費用等及びリース期間満了日以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済みの場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。

4. 前項の売買代金等の支払いに自動車が存在する場合における乙から甲への自動車の引き渡しは、前項の売買代金等の支払い、その他本契約に基づく債務の支払いが完了したときに、自動車の所在場所において現状有姿のまま、簡易の引き渡しの方法によりこれを行うものとし、この引き渡しと同時に自動車の所有権は乙から甲に移転するものとし、但し、自動車の所有権移転登録は、甲の責任と負担で直に行われるものとします。

5. 乙は自動車の事実上及び法律上の瑕疵について一切担保の責に任じません。

#### (遅延損害金)

第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、又乙が甲のための費用を立替払した場合の立替金の償還を怠ったときは立替払日から、いずれも完済に至るまで、支払うべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

#### (公租公課)

第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は、乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正又は自動車にかかる費用や自賠責保険の保険料の変更により乙の費用負担が増加した場合は、甲がその増加分を負担し、甲は、乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

2. 消費税等は、甲の負担とします。表記載の消費税等額は、本契約の成立日現在の消費税等の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、その変更後の税率により計算した消費税等額に変更するものとし、甲はその変更後の消費税等額を乙に支払うものとします。

3. 本条第1項に該当する乙負担の費用を除き、自動車の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課され、又は課されることのある公租公課等の全ての諸費用は名義人の如何にかかわらず甲がこれを負担します。

4. 甲は、前項による公租公課等の何れかの諸費用を乙が収めることとなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにこれをリース料とは別に乙に支払うものとします。

#### (費用負担)

第23条 本契約の締結に要する費用及び本契約に基づく甲の債務履行に要する一切の費用は、甲の負担とします。

2. 甲が、乙に対する債務の支払いを遅滞した場合、乙は、甲又は連帯保証人に対し、口座振替等の再請求手続きを行ったときは一回につき200円(消費税等別)、乙が甲を訪問集金したときは一回につき1,000円(消費税等別)、並びにこれらの費用とは別に当該催告に要した費用の実費を請求することができるものとします。

#### (乙の権利の移転等)

第24条 乙は本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関等に譲渡、質入し又は自動車に担保権を設定することができ、甲は異議なくこれを承諾します。

2. 甲が、基本約定第12条第2項第(1)号の規定により乙の承諾を得て自動車を転貸したときは、乙は、甲の転貸先に対する権利の譲渡を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、乙が甲の転貸先からリース料等を受領したときは、甲乙間で、当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとします。

3. 乙が本契約に関連して本来の権利を守り若しくは回復するため、又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は、自動車の搬出費用、弁護士報酬その他一切の費用を乙に支払います。

#### (相殺の禁止)

第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

#### (報告の義務)

第26条 甲は、乙の請求により甲の勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

#### (弁済の充当)

第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないとときは、乙は、乙が適当と認める時、順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対しては異議を述べません。

#### (連帯保証人)

第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、甲に連帯して債務履行の責に任じます。又連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て、有効に連帯保証したものであることを確認します。なお、連帯保証人は、乙の都合により担保又は他の保証を変更されても異議なく、かつ、保証債務の一部を履行したときも、乙の同意がなければ代位によって取得した権利を行使しません。

2. 基本約定第4条の規定により甲乙間で再リース契約又は自動車の売買契約が締結されたときは、連帯保証人はその再リース契約又は売買契約の定めるところに従い甲に連帯して債務履行の責に任じます。

#### (乙の通知)

第29条 乙において、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り、本契約書の住所欄、氏名欄の記載に従って通知します。

2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠ったため、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかった場合は、その通知が通常到達すべきときに到達したものとします。又、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかったことによって生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

#### (公正証書)

第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行認諾事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

#### (合意管轄)

第31条 本契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が調わないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

#### (個人情報等の取り扱い)

第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報を保護措置を講じたうえで収集・保有・利用し、又乙が本契約の遂行のために業務委託をする契約代行人、自動車の売主、自動車製造会社等、本契約に自動車保険や簡易メンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとし、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

(1)甲及び連帯保証人が乙所定の申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報

(2)本契約に関する個人情報

(3)犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報

#### (検査登録情報等)

第33条 甲は、乙が運輸支局、一般財団法人自動車検査登録情報協会若しくは一般社団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することに同意します。

#### (反社会的勢力との関係排除)

第34条 甲乙及び連帯保証人は、現在又は将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、その他関係法令に定める暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又は暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、又、かかる反社会的勢力等との関係を持たないことをそれぞれ表明し、保証します。

#### (特約事項)

第35条 表(10)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

## 簡易メンテナンス約定

#### (リース料)

第1条 表(1)記載の契約の区別が簡易メンテナンスリース契約の場合は、表(6)記載のリース料には、表(10)記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の諸費用を含みます。このため、甲は基本約定第8条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる費用を負担する必要はありません。

#### (らくらく車検)

第2条 らくらく車検の範囲は、表(10)記載の通りとし、甲は、らくらく車検について、乙の指定する表(10)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとし、乙はその費用を負担します。但し、本契約で定める範囲外のメンテナンス費用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。

2. 乙又は委託工場の事前の承諾を得ない委託工場以外の整備工場又はガソリンスタンドその他で、無断で行うらくらく車検にかかわる費用は、らくらく車検の範囲外とします。

#### (車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)

第3条 甲は、らくらく車検の継続車検又は構造等変更検査(以下「継続検査等」という。)の実施に際し、乙及び委託工場が甲及び自動車にかかわる放置違反金の滞納の有無に関する情報を車検拒否制度の運用を円滑に行う目的に限り、インターネット上の一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下「日整備」という。)のホームページを通じて事前照会・確認をすることに同意します。

2. 前項の日整備からの事前照会の回答により、乙及び委託工場が直接、所轄の警察署に対し照会・確認する必要があるときは、甲はこれに同意するとともに、所定の同意書に署名捺印します。

3. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負いません。又、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとします。

(NCS 20140401)

# 契約主要事項一覧表

(1) 契約の区別		簡易メンテナンス	契約番号 K7KH8A05-000-001	
(2) リース自動車の表示	車名等		(9) 自動車取得税 (○) 全額含む	
	型式		(軽)自動車税 (○) 全額含む	
	ミッション・エンジン・排気量		自動車重量税 (○) 全額含む	
	車体色		自賠責保険料 (○) 全額含む	
	文字書		自動車保険料 (×) 含まない	
	車台番号		登録諸費用 (○)	
	登録番号		保険会社	
	売主		日産プリンス大分販売株式会社	保険種類
	付属品・特別仕様 (エアコン標準)		ミスルくん保証付 (登録日より1年保証) JAF (法人会員) 納車引取	フリート・ノンフリート
	使用の本拠地 (保管場所)			フリート割引(増)等級
(4) リース期間	開始日 2015年8月31日 満了日 2019年8月30日	フリート多数割引		
(5) 前払リース料	無し	年齢条件		
(6) リース料	リース料 1	1回 ¥59,500 消費税等額 ¥4,760	車両保険種類	
	リース料 2	47回 ¥59,500 消費税等額 ¥4,760	車両免責	
	総額	¥2,856,000 ¥228,480	免責0特約	
(7) 支払方法	リース料 1	リース開始日の属する月の1ヶ月後の25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	車両保険価額	
	リース料 2	リース開始日の属する月の1ヶ月後より1ヶ月毎、25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	賠償保険	
(8) 残価清算方式・設定残価	オープンエンド	¥1,000	対人(1名) 人身傷害	
			対物(事故) 対物免責	
(13) 特約事項	1. 基本約定第18条及び第19条に定める「処分又は評価に要した一切の費用」(以下「処分費用」という。)は、金5,000円(消費税等別)とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。		搭乗者(1名) 給付・搭傷	
	2. 基本約定第20条に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金5,000円(消費税等別)の合計額とします。		安全装置	
			特約事項	
			(11) 損規害金定	
			(12) 簡易メンテナンスサービス内容	
			1. 道路運送車両法に定める継続検査時の点検整備及びこれに付随する部品交換	
			(交換対象部品)	
			a. ブレーキオイル	
			b. エンジンオイル	
			c. オイルフィルター	
			d. ロングライフクーラント	
			2. 道路運送車両法に定める継続検査以外の点検整備及びこれに付随する部品交換	
			(交換対象部品)	
			a. エンジンオイル	
			b. オイルフィルター	
			メンテナンス指定工場: リースDeマイカーまるごとガイドに記載	



建物賃貸借契約書

井上伸史 殿

平成 29 年 3 月 31 日

## 建物賃貸借契約書

賃貸人 有限会社大幸ビルと賃借人 井上 伸史 は、物件説明書確認の上後記表示物件（以下本物件という）につき、双方合意のうえ下記条項により賃貸借契約を締結した。よって、その証としてこの契約書通を作成し、署名捺印のうえ各自巻通を所持する。

### （賃料）

第1条 賃借人は、本物件を 事務所（店舗）の目的をもって、賃料毎月 月金 60000 円也にて借受け、毎月末日限り翌月分を賃貸人の指定する

(有) 大幸ビルに振込むこと

### （敷金・保証金）

第2条 賃借人は、本日敷金・保証金として（3ヶ月分）金 180,000円也を賃貸人に預託し、賃貸人はこれを受領した。この金員には利子を付せず、本物件明渡しの際賃借人は床、壁取替、天井取替又は塗替他修繕又は取替、全面清掃して、入居時の原形に復元し一切の債務を清算したのち、返還されるものとする。

### （賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、平成29年4月1日より平成31年3月31日まで 2 年間とする。

### （譲渡・転貸等の禁止）

第4条 賃借人は、本物件を現状のまま使用し、賃貸人の文書による承諾なしに他のものを同居させたり、賃借権の譲渡、転貸あるいは構造または造作を変更しその用法に違反する等の行為をしてはならない。

貸主の承諾の有る造作と云えども明渡しに当りては最初より有りたるものと做し其の明渡し造作に用したる費用の請求権は放棄する。

(使用上の注意・義務)

- 第5条 賃借人は、本物件内において危険もしくは、近所の迷惑となり、あるいは本物件に損害を及ぼすような行為等をしてはならない。  
この場合、賃借人の故意または過失により、本物件に損害をあたえたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解約約款)

- 第6条 賃借人が、敷金の有無にかかわらず、賃料を2ヶ月以上延滞したとき、または第4条、第5条の何れかに違背したときは、賃貸人はこの契約を解除することができる。

(解約予告及び明渡義務)

- 第7条 賃借人が、この契約を解約しようとするときは、賃貸人に対して1ヶ月以前に予告しなければならない。また、この契約が終了したときは、賃借人は本物件を完全に明渡し、いかなる場合であっても移転料その他これに類する請求をしないものとする。

(契約の終了)

- 第8条 本物件が朽廃もしくは火災等不可抗力により使用不能になった場合又は公法上の措置により買収されるときはこの契約は当然終了となるものとする。

(その他)

- 第9条 この契約書に定めのない事項については、当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ善処するものとする。

- 第10条 本件に関する裁判管轄は日田地方裁判所とする。

### 特約事項

- (1) 1階正面、裏勝手入口附近の通路、2階廊下に食器類、ごみ入、ダンボール紙類、その他物品を一切置いてはならない。
- (2) 室内に棚付、額、その他の造作、冷暖房設備をする場合には事前に賃貸人に必ず相談すること。
- (3) 暖房にストーブの使用を禁ずる。
- (4) 屋外の持出し看板は腐食しやすく危険の為、設けてはならない。出入り口ドア、窓硝子に文字を記載すること。

本契約を自動継続する

### 賃貸借物件の表示

日田市田島二丁目5番6号 / 階 5号室

平成29年4月 / 日



賃貸人 住所 日田市田島二丁目5番6号  
氏名 有限会社 大幸ビル  
代表取締役 日 高 幸

賃借人 住所 [REDACTED]  
氏名

井上伸史

連帯保証人 住所  
氏名

# 政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【平成31年4月分】

日		目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
				目的地1	目的地2	目的地3			
7		中津江地区との意見交換	自宅	日田市中津江村			自宅	19 km	
8		日田市理容師会・美容師会との意見交換	自宅	日田市三本松	日田市日ノ出町		自宅	75 km	
21		天瀬地区との意見交換	自宅	日田市天瀬町			自宅	43 km	
								km	
								km	
								km	
								km	
								km	
								km	
								km	
								km	
								km	
計								137 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



【平成31年 4月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
1	38.51	5,583	出光津江 津江給油所	1
3	38.67	5,607	出光津江 津江給油所	2
13	28.35	4,139	出光津江 津江給油所	3
23	41	5,986	出光津江 津江給油所	4
26	37.14	5,422	出光津江 津江給油所	5
計		26,737	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	93,071 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	95,027 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	1,956 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	137 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.0700	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,871 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【平成31年 4月分】

議員名 井上 伸史



①

**お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470  
 津江 給油所  
 TEL 0973-54-3626  
 出光津江  
 大分県日田市上津江町川原4633-1  
 TEL 0973-54-3626

売上 2019年 4月 1日  
 09:29  
 井上 伸史 様 手  
 出光ゼアス P-1(内)  
 38.51 L 5583円

合計 5,583円  
 (内、消費税等(8.00%) 414円)

支払区分:一括  
 承認No. 0000008870

伝No: 10027

②

**お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470  
 津江 給油所  
 TEL 0973-54-3626  
 出光津江  
 大分県日田市上津江町川原4633-1  
 TEL 0973-54-3626

売上 2019年 4月 3日  
 10:00  
 井上 伸史 様 手  
 出光ゼアス P-1(内)  
 38.87 L 5607円

合計 5,607円  
 (内、消費税等(8.00%) 415円)

支払区分:一括  
 承認No. 0000008888

伝No: 10021

③

**お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470  
 津江 給油所  
 TEL 0973-54-3626  
 出光津江  
 大分県日田市上津江町川原4633-1  
 TEL 0973-54-3626

売上 2019年 4月13日  
 08:42  
 井上 伸史 様 手  
 出光ゼアス P-1(内)  
 28.35 L 4139円

合計 4,139円  
 (内、消費税等(8.00%) 307円)

支払区分:一括  
 承認No. 0000008904

伝No: 10012

④

**お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470  
 津江 給油所  
 TEL 0973-54-3626  
 出光津江  
 大分県日田市上津江町川原4633-1  
 TEL 0973-54-3626

売上 2019年 4月23日  
 14:58  
 井上 伸史 様 手  
 出光ゼアス P-1(内)  
 41.00 L 5986円

合計 5,986円  
 (内、消費税等(8.00%) 443円)

支払区分:一括  
 承認No. 0000008920

伝No: 10034

⑤

**お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470  
 津江 給油所  
 TEL 0973-54-3626  
 出光津江  
 大分県日田市上津江町川原4633-1  
 TEL 0973-54-3626

売上 2019年 4月26日  
 07:35  
 井上 伸史 様 手  
 出光ゼアス P-1(内)  
 37.14 L 5422円

合計 5,422円  
 (内、消費税等(8.00%) 402円)

支払区分:一括  
 承認No. 0000008938

伝No: 10006

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

平成31年 4 月 1 日

大分県議会議長 殿

## 令和元年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				平成27年8月	令和2年8月30日	11km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

- 1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。  
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

## 政務活動費会計帳簿

党派名 自由民主党

議員名 井上伸史

【令和元年5月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	82,026														
8	新聞購読料		1,887	80,139							1,887						1	
10	文具代(5月分)		7,644	72,495									7,644				2	
15	概算委託分(5月分)	150,000	0	222,495														
16	コピー料(カウント)		1,904	220,591						1,904							3	
20	調査研究補助職員給与		60,000	160,591												60,000	4	
27	車リース料		16,196	144,395									16,196				7	
29	新聞購読料		9,990	134,405														
31	事務所賃借料		30,162	104,243									30,162				8~10	
31	自動車燃料代		6,294	97,949	6,294												11	
			0	97,949														
			0	97,949														
			0	97,949														
			0	97,949														
			0	97,949														
			0	97,949														
			0	97,949														
			0	97,949														
	月計	150,000	134,077	97,949	6,294	0	0	1,904	0	0	11,877	30,162	23,840	60,000	0			

領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

新聞購読料 領 収 証

井上伸史 事務所 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年4月分 領収日 5月8日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 一宮 勇作  
住 所 山田市城町1丁目3番12-2号  
TEL 0973-28-7750 FAX 0973-28-8670

お申込No. 44031-12384(056)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(4月分)

公明新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 2 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

〳年〵月〶日 <b>領 収 書</b> No. 059853	収 入 印 紙								
井上しんし事務所 様									
金額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15,289</span>	内 訳								
但し 文具代金として	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>お買上げ額</td><td></td></tr> <tr><td>消費税</td><td></td></tr> <tr><td>現金</td><td style="text-align: center;">▼</td></tr> <tr><td>小切手</td><td></td></tr> </table>	お買上げ額		消費税		現金	▼	小切手	
お買上げ額									
消費税									
現金	▼								
小切手									
上記正に領収いたしました	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お得意様コード</td> <td>担当者コード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">927284</td> <td style="text-align: center;">156</td> </tr> </table>	お得意様コード	担当者コード	927284	156				
お得意様コード	担当者コード								
927284	156								
株式会社 <b>かがし屋</b> 〒839-1312 福岡県うきは市吉井町清瀬474 TEL 0943-76-2155(代) FAX 0943-76-3434	受領印								
<small>                     リテール事業部 清瀬店/田主丸店/日田店/筑後店/スポーツみや/免稅店 対馬厳原店                      文機事業部支店 久留米支店/福岡支店/筑後支店/日田支店/筑前支店                      フードサービス事業部 セリオ筑後店/セリオ大川店/セリオ大牟田店                      通 信 事 業 部 ドコモショップ うきは店/筑後店/八女店/久留米野伏間店/天神中央店/みやま店/福岡赤坂店                 </small>									

事業名、使途及び内容等

文具代(5月)  
 内訳: クリアホルダー, 名刺ホルダー×2  
 修正テープ, ファイターインク替  
 マルチランブル, ファイル

あん分による充当の場合 対象金額 15,289円

あん分の率 ( 1/2 )  
 按分による政務活動費の充当額 ( 7,644 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)





領収書等の添付様式

整理番号 4

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細

令和1年5月分

令和1年5月20日

氏名	給与	手当			支給計
		通勤手当	超過勤務手当	手当計	
[REDACTED]	120,000	0	0	0	120,000

受領印  
[REDACTED]

事業名、使途及び内容等

調査研究補助職員給与

日当 8,000円 × 15日

( 4月22日, 23日, 24日(※), 25日, 26日  
5月7日~10日, 13日~17日, 19日(※), 20日 )

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 60,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 雇用契約書

氏名	██████████	生年月日	██████████
住所	████████████████████		
連絡先	██████████	緊急時連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 30 年 6 月 1 日 ~ 平成 31 年 5 月 31 日		
就業場所	大分県日田祖田島2丁目5-6 井上伸史事務所		
業務内容	政務調査等事務補助		
就業時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分		
休日	土、日曜日、祝祭日法に規定する休日、年末年始の休日		
給与(賃金)	月給	・ 日給	・ 時給 8,000 円
給与支払方法	当月	・ 翌月	20 日支払 ( 20 日締切)
給与振込先	銀行	支店	
	普通預金・当座預金	口座番号	現金支払い

契約書は2通作成し、双方が各1通保有する。

平成 30 年 6 月 / 日

雇用者 会派名 自由民主党

代表者名 井上 伸史

被雇用者 氏名



領収書等の添付様式

整理番号

7

領収書その他の証拠書類の添付欄

18 01-05-27 | 200

\*64,260 | NTT J (NCS)

事業名、使途及び内容等

車リース利用料

対象金額 55,600円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 0.2913 )

按分による政務活動費の充当額 ( 16,196 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2019年05月分 29

大幸ビル1F  
井上 伸史 様

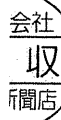
銘 柄	部数	金 額
西日本新聞朝刊	1	¥3,400

合 計  
¥3,400 円

年 月 日

担当印

株式会社 伊東新聞店  
 日田市南元町20番20号  
 (TEL) 23-3159  
 0120-64-3159



御購買ありがとうございます



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(5月分)

西日本新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

9

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 1 年 5 月分  
井上伸史事務所 様



003-0140

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同 セット	1	3,093
合 計 (消費税含む)		¥3,093



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

簡単で便利な自動振替もご利用ください。

手数料はかかりません。

領収日 年 5 月 9 日

大分合同新聞日田プレスセンター  
所長 伊藤 信雄  
☎22-5727 日田市田島本町2-22

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達集金、デリバリープレスセンターからの各種ご連絡、新聞出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (5月分)

大分合同新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

10

領収書その他の証拠書類の添付欄

井上伸史

新聞・雑誌名  
日刊「しんぶん赤旗」

部数 金額  
1 3,497

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

領収書

3,497 円

2019 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

西部地区委員会877-0011大  
分県日田市中城町6-29  
TEL 0973-24-2145

領収日 5/29 投者



事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (5月分)

赤旗新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)





# 政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和元年5月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
8	日田地区原木協会と意見交換	自宅	日田市隈町			自宅	73 km	
12	前津江地区との意見交換	自宅	日田市前津江町			自宅	52 km	
17	木質資源協議会との意見交換	自宅	日田市隈町			自宅	75 km	
18	日田支援学校関係者との意見交換	自宅	日田市西有田			自宅	77 km	
20	日田漁業協同組合との意見交換	自宅	日田市隈町			自宅	73 km	
22	日田老人クラブ連合会関係者との意見交換	自宅	日田市三本松			自宅	75 km	
25	日田市観光関係者との意見交換	自宅	日田市隈町			自宅	73 km	
29	水郷ひた再生委員会・日田木材協同協会との意見交換	自宅	日田市日ノ出町	日田市隈町		自宅	76 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							574 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



政務活動費 自動車燃料購入明細書

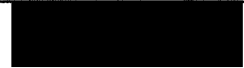
会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



【令和元年 5月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
8	41.02	6,153	出光津江 津江給油所	1
14	46.79	7,018	出光津江 津江給油所	2
28	56.24	8,436	出光津江 津江給油所	3
計		21,607	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	95,027 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	96,997 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	1,970 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	574 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2913	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,294 円 …⑦

注 1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和元年 5月分】

議員名 井上 伸史



①	②	③
 <p>お客様控え IDEMITSU (クレジット領収書)</p> <p>211470 津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p>	 <p>お客様控え IDEMITSU (クレジット領収書)</p> <p>211470 津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p>	 <p>お客様控え IDEMITSU (クレジット領収書)</p> <p>211470 津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p>
<p>売上 2019年 5月 8日 08:51 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P-1(内) 41.02 L 6153円</p>	<p>売上 2019年 5月14日 13:11 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P-1(内) 46.79 L 7018円</p>	<p>売上 2019年 5月28日 10:36 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P-1(内) 56.24 L 8436円</p>
<p>合計 6,153円 (内、消費税等(8.00%) 456円)</p>	<p>合計 7,018円 (内、消費税等(8.00%) 520円)</p>	<p>合計 8,436円 (内、消費税等(8.00%) 625円)</p>
<p>支払区分：一括 承認No. 0000008946</p>	<p>支払区分：一括 承認No. 0000008961</p>	<p>支払区分：一括 承認No. 0000008979</p>
<p>伝No: 10018 担当: [redacted]</p>	<p>伝No: 10031 担当: [redacted]</p>	<p>伝No: 10019 担当: [redacted]</p>

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費会計帳簿

党派名 自由民主党  
 議員名 井上 伸史

【令和元年6月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使用項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	97,949														
6	E T C使用料		3,950	93,999	3,950												1	
10	新聞購読料		1,752	92,247				1,752									2	
10	文具代(6月分)		1,959	90,288								1,959					3	
17	概算委託分	150,000	0	240,288														
20	コピー料(カウント)		2,190	238,098			2,190										4	
20	調査研究補助職員給与		92,000	146,098											92,000		5	
25	車リース料		17,252	128,846										17,252			8	
28	新聞購読料		9,990	118,856						9,990							9.10.11	
28	事務所賃借料		30,162	88,694							30,162						12	
31	自動車燃料代		5,224	83,470	5,224												購入明細書	
			0	83,470														
			0	83,470														
			0	83,470														
			0	83,470														
			0	83,470														
			0	83,470														
			0	83,470														
			0	83,470														
			0	83,470														
	月計	150,000	164,479	83,470	9,174	0	0	0	0	2,190	11,742	30,162	19,211	92,000	0			

領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。  
利用証明書



料金所(自) 九重  
料金所(至) 大分

19年 6月 6日  
10時 3分

通行料金 ¥1,520-  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
A30906-062985-896127 (確)

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。  
利用証明書



料金所(自) 大分  
料金所(至) 日田

19年 6月 6日  
14時 18分

通行料金 ¥2,430-  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
A30906-062997-396520 (確)

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

事業名、使途及び内容等

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

新聞購読料 領収証

井上伸史 事務所 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年5月分

領収日 6月10日

領収金額

¥1,752

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	73	1(24日)	1,752

販売店 一宮 勇作  
住所 日田市城町1丁目3番12-2号  
TEL 0973-28-7750 FAX 0973-28-8670

お申込№ 44031-12384(056)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(5月分)  
公明新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)


一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

令和元年 6月10日		<b>領 収 書</b>		No. 057534	
#上しん事務所 様					
金額					73918
但し 文具代として					
上記正に領収いたしました					
 <b>株式会社 かがし屋</b>					
本社 〒839-1312 福岡県うきは市吉井町清瀬47-4 TEL 0943-75-2155(代) FAX 0943-76-3434					
リテール事業部 清瀬店/田主丸店/日田店/筑後店/スポーツみきや/免税店 対馬厳原店 文機事業部支店 久留米支店/福岡支店/筑後支店/日田支店/筑前支店 フードサービス事業部 セリオ筑後店/セリオ大川店/セリオ大牟田店 通 信 事 業 部 ドコモショップ うきは店/筑後店/八女店/久留米野伏間店/天神中央店/みやま店/福岡赤坂店					
		収 入 印 紙			
内 訳					
お買上げ額	3628				
消費税	290				
現金	✓				
小切手					
お得意様コード	427298		担当者コード	156	

事業名、使途及び内容等

文具代(6月)  
 内訳: コピー用紙、蛍光ペン、アクリル  
 両面テープ BP替芯

あん分による充当の場合

対象金額 5918:

あん分の率 ( 1/2 )  
 按分による政務活動費の充当額 ( 1,959 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

4

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 井上 謙 事務所 様 No. \_\_\_\_\_

金額 

7	4	3	8	1
---	---	---	---	---

但 コピー 資料  
1年 6月 20日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 ( % )	

収入印紙

T877-0004  
日田市城町2丁目237  
**武石電器**  
代表者 武石 唯吉  
TEL0973-24-2820 FAX24-3590

事業名、使途及び内容等

コピー 使用料

あん分による充当の場合

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 2,190 円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( 円 )



領収書等の添付様式

整理番号 5

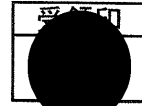
領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細

令和1年6月分

令和1年6月20日

氏名	給与	手当			支給計
		通勤手当	超過勤務手当	手当計	
██████████	184,000	0	0	0	184,000



事業名、使途及び内容等

調査研究補助職員給与

日当 8,000円 × 23日

( 5月21日~24日, 27日~31日  
6月3日~7日, 10日~14日, 17日~20日 )

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 92,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 雇用契約書

氏名		生年月日	
住所			
連絡先		緊急時連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	令和元年6月1日～令和2年5月31日		
就業場所	大分県日田市 田島2丁目5-6 井上伸史事務所		
業務内容	政務調査等事務補助		
就業時間	午前9時00分～午後5時00分		
休日	土、日曜日、祝祭日法に規定する休日、年末年始の休日		
給与(賃金)	月給	・ 日給	・ 時給 8,000 円
給与支払方法	当月	・ 翌月	20日支払(20日締切)
給与振込先	銀行	支店	
	普通預金・当座預金	口座番号	現金支払い

契約書は2通作成し、双方が各1通保有する。

令和元年6月1日

雇用者 会派名 自由民主党

代表者名 井上 伸史

被雇用者 氏名



領収書等の添付様式

整理番号	8		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 1.2em;"> <span>201-06-25   200  </span> <span>*64,260NTTJ(NCS)</span> </div>			
事業名、使途及び内容等			
車リース利用料 対象金額 55600円			
あん分による充当の場合			
あん分の率	( 0.3103 )		
按分による政務活動費の充当額	( 17,252 )	円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額	(	円)	

整理番号

9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2019年06月分

大幸ビル1F  
井上 伸史 様

銘 柄	部数	金 額
西日本新聞朝刊	1	¥3,400

合 計  
¥3,400 円  
6.28  
年 月 日

担当印

**株式会社 伊東新聞店**  
社 日 田 市 南 元 町 2 0 番 2 0 号  
収 (TEL) 2 3 - 3 1 5 9  
間 店 ☎ 0 1 2 0 - 6 4 - 3 1 5 9

御購買ありがとうございます



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(6月分)  
西日本新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 1 年 6 月分  
井上伸史事務所 様



003-0140		
銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同・セット	1	3,093
合 計 (消費税含む)		¥3,093



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

簡単で便利な自動振替もご利用ください。  
手数料はかかりません。

領収日 年 6月28日

大分合同新聞日田プレスセンター  
所長 伊藤 信雄  
☎22-5727 日田市田島本町2-2

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達・集金、デリパリー、プレスセンターからの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(6月分)  
大分合同新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

11

領収書その他の証拠書類の添付欄

井上伸史

日本共産党発行の  
しんぶん赤旗  
領収書

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

3,497 円

2019 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

西部地区委員会877-0011大  
分県日田市中城町6-29  
TEL 0973-24-2145

領収日 6/28 振替

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(6月分)  
赤旗新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

12

領収書その他の証拠書類の添付欄

振込証(兼手続料)受取書  
~~現金払戻請求書による振込受付書(兼手続料)~~  
~~預金口座振替による振込受付書(兼手続料)~~  
 (上記のいずれかをご条線でご必ず抹消する。)

令和元年6月28日

お振込先  
 指定 電信扱 消費税込手続料  
 文書扱 (郵送等) 324円

お振込日 預金種目 口座番号  
 金額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 760000

受取人 (フリガナ) (おなまえ) 有) 大幸ビル 様  
 (おところ) (電話) 日田市田島2丁目5-6

ご依頼人 (フリガナ) (おなまえ) カウエスミン 井上 伸史 様  
 (おところ) (電話) 日田市田島2丁目5-6

(信用金庫名) 日田信用金庫 田島支店  
 (店名) 1,628  
 200円

領収書ありがとうございます。  
 余額ごへでもお振込みができる当金庫  
 の窓口を今後ともご利用ください。

為-1114

事業名、使途及び内容等

事務所賃料 (6月)

あん分による充当の場合

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 20,162 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( 円)

# 政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和元年6月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
4	大分県西部振興局との意見交換	自宅	日田市城町			自宅	74 km	
6	会派勉強会・日田高等技術専門校との意見交換	自宅	大分県議会	日田市朝日ヶ丘		日田	219 km	
15	町村年金者連盟との意見交換	自宅	日田市元町			自宅	74 km	
19	日田土木事務所との意見交換	自宅	日田市城町			自宅	74 km	
29	日田英彦山線復旧に関する意見交換	自宅	日田市大鶴町			自宅	92 km	
29	上津江地区意見交換	自宅	日田市上津江町			自宅	2 km	
30	中城祇園関係者との意見交換	自宅	日田市中城町			自宅	74 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							609 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党  
議員名 井上伸史





政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



【令和元年 6 月分】

自動車登録番号		[REDACTED]		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
8	42	6,300	出光津江 津江給油所	1
22	38.68	5,647	出光津江 津江給油所	2
26	33.5	4,891	出光津江 津江給油所	3
計		16,838	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	96,997 k m…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	98,959 k m…③	
当該月の 総走行距離 (k m)	1,962 k m…④ (③-②)	当該月の政務活動 走行距離 (k m)	609 k m…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3103	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	5,224 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 注2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 注3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 注4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 注5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。




政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和元年 6月分】

議員名 井上 伸史



①	②	③
 <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書)</p> <p>211470  <b>津江 給油所</b>                      TEL 0973-54-3626  <b>出光津江</b>                      大分県日田市上津江町川原4633-1                      TEL 0973-54-3626</p>	 <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書)</p> <p>211470  <b>津江 給油所</b>                      TEL 0973-54-3626  <b>出光津江</b>                      大分県日田市上津江町川原4633-1                      TEL 0973-54-3626</p>	 <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書)</p> <p>211470  <b>津江 給油所</b>                      TEL 0973-54-3626  <b>出光津江</b>                      大分県日田市上津江町川原4633-1                      TEL 0973-54-3626</p>
<p>売上 2019年 6月 8日 10:47 井上 伸史 様 手 [Redacted]</p> <p>出光ゼアス P-1(内) 42.00 L 6300円</p>	<p>売上 2019年 6月22日 08:18 井上 伸史 様 手 [Redacted]</p> <p>出光ゼアス P-1(内) 38.68 L 5647円</p>	<p>売上 2019年 6月26日 18:25 井上 伸史 様 手 [Redacted]</p> <p>出光ゼアス P-1(内) 33.50 L 4891円</p>
<p>合計 6,300円 (内、消費税等(8.00%) 467円)</p>	<p>合計 5,647円 (内、消費税等(8.00%) 418円)</p>	<p>合計 4,891円 (内、消費税等(8.00%) 362円)</p>
<p>支払区分：一括 承認No. 0000009001</p>	<p>支払区分：一括 承認No. 0000009043</p>	<p>支払区分：一括 承認No. 0000009050</p>
<p>伝No: 10022 担当: [Redacted]</p>	<p>伝No: 10014 担当: [Redacted]</p>	<p>伝No: 10064 担当: [Redacted]</p>

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

## 政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史


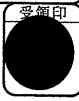
【令和元年7月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	83,470														
10	文具代(7月分)		5,604	77,866											5,604			1
16	概算委託分	150,000		227,866														
18	新聞購読料		1,887	225,979							1,887							2
20	調査研究補助職員給与		82,000	143,979												82,000		3
22	概算委託分	100,000		243,979														
23	コピー料(カウンタ)		1,620	242,359							1,620							5
25	車リース料		6,738	235,621											6,738			6
29	新聞購読料(3件)		9,990	225,631								9,990						7.8.9
31	事務所賃借料		30,162	195,469									30,162					10
31	文具代(プリンタートナー)		12,420	183,049											12,420			11
31	自動車燃料代		4,778	175,107									4,778					購入明細書
			0	175,107														
			0	175,107														
			0	175,107														
			0	175,107														
			0	175,107														
			0	175,107														
	月計	250,000	155,199	178,271	4,778	0	0	0	0	0	1,620	11,877	30,162	24,762	82,000	0		

整理番号 /

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<b>領 収 書</b>		No. 062121
2017年 7月 10日		収入 印 紙
井エしんし事務所様		
金額	7,112.09	
但し 文具代金として		
上記正に領収いたしました		
 <b>株式会社 かがし屋</b> 〒839-1312 福岡県うきは市吉井町清瀬 TEL 0943-75-2155(代) FAX 0943-76-3434		内 訳 お買上げ額 10,377 消費税 830 現金 <input checked="" type="checkbox"/> 小切手 お得意様コード 担当 者コード 727294 256 受領印 
リテール事業部 清瀬店/田主丸店/日田店/筑後店/スポーツみや/免税店 対馬蔵原店 文機事業部支店 久留米支店/福岡支店/筑後支店/日田支店/筑前支店 フードサービス事業部 セリオ筑後店/セリオ大川店/セリオ大牟田店 通 信 事 業 部 ドコモショップ うきは店/筑後店/八女店/久留米野伏間店/天神中央店/みやま店/福岡赤坂店		

事業名、使途及び内容等

文具代 (7月)

内訳: タックインボックス、ファイル、コピー用紙(A4、A3) 鉛筆、メモ帳、  
 キャンパスシート、液体のり、修正テープ、インパクトマジック、両面テープ  
 (コピー用紙)

あん分による充当の場合

対象金額 11209

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 5604 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	2
------	---

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 新聞購読料 領収証

井上伸史 事務所 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年6月分 領収日 7月8日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

## その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 一宮 勇作  
住所 日田市城町1丁目3番12-2号  
TEL 0973-28-7750 FAX 0973-28-8670  
お申込No. 44031-12384(056)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (6月分)  
公明新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

## 領収書等の添付様式

整理番号

3

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 給与支払明細

令和1年7月分

令和1年6月20日

氏名	給与	手当			支給計
		通勤手当	超過勤務手当	手当計	
██████████	164,000	0	0	0	164,000

受領印



事業名、用途及び内容等

調査研究補助職員給与

日当 8,000円 × 20.5日

( 6月21日, 24日~28日 29日(半) )

( 7月1日~5日, 8日~12日, 16日~19日 )

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 82,000 円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

整理番号 5

領収書等の添付様式

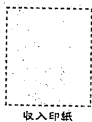
領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 井上伸史事務所 様 No. \_\_\_\_\_

金額 12,200 /

但 コピー加工料  
 1年 7月 25日 上記正に領収いたしました

内訳  
 現金 \_\_\_\_\_  
 小切手 /  
 手形 /  
 消費税額 ( % ) \_\_\_\_\_



〒877-0004  
 日田市城町2丁目23番  
**武石電器**  
 代表者 武石 雅  
 TEL0973-24-2820 FAX 24-3590

事業名、用途及び内容等

コピー 使用料

あん分による充当の場合

対象金額 12,200円

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 1620 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( \_\_\_\_\_ 円)

領収書等の添付様式

整理番号

6

領収書その他の証拠書類の添付欄

12 01-07-25 | 200 | \*64,260 | NTT J (NCS)

事業名、使途及び内容等

車リース 利用料  
対象金額 55,600円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 0.12 )

按分による政務活動費の充当額 ( 6738 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2019年07月分

大幸ビル1F  
井上 伸史 様

銘 柄	部数	金 額
西日本新聞朝刊	1	¥3,400

合 計  
¥3,400 円

年 7 月 29 日

担当印

御購買ありがとうございます

株式会社 伊東新聞店  
 日 田 市 南 元 町 2 0 番 2 0 号  
 (TEL) 2 3 - 3 1 5 9  
 ☎ 0 1 2 0 - 6 4 - 3 1 5 9

会社  
収  
入  
印  
店

株式会社  
領 収  
伊東新聞店

事業名、用途及び内容等

新聞購読料(7月分)  
西日本新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円

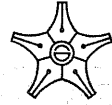
整理番号

8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 1 年 7 月分  
井上伸史事務所 様



003-0140

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同 セット	1	3,093
合 計 (消費税含む)		¥3,093



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

簡単で便利な自動振替もご利用ください。  
手数料はかかりません。

領収日 年 7月29日

大分合同新聞日田プレスセンター

所長 伊藤 信雄

☎22-5727 日田市田島本町

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達・集金、デリバリー、プレスセンターからの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(1ヶ月)

大分合同新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号	9
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄
-----------------

井上伸史

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497



3,497 円

2019 年 7 月分

上記の金額たしがいただきました。  
ありがとうございました。

西部地区委員会877-0011大  
分県日田市中城町6-29  
TEL 0973-24-2145

領収日 7/29 扱番



事業名、使途及び内容等
-------------

新聞購読料(7月分)  
赤旗新聞

あん分による充当の場合
-------------

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合
---------------

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

10

領収書その他の証拠書類の添付欄

振込金(兼手数料)受取書

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料)

預金口座振替

(上記のいずれかを二条線で必ず抹消する。)

二 係 目 お 振 込 先	平成 元年 月 日	消費税込手数料 324円
お 振 込 先	口座番号	ご 指 定 電 信 扱 文 書 扱 (郵送等)
お 振 込 先	金額	金額
受 取 人	(フリガナ) 南 大寺ビル	金額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 7 6 0 0 0 0
受 取 人	(おなまえ) 南 大寺ビル 様	(ご 注 意) ○電信扱の場合には、受取人名等をカナ文字で送 信いたします。 ○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合に は照会等のため振込が遅延することがあります。 ○通信機器・回線の障害または郵便物の遅延など やむを得ない事由によって振込が遅延するこ とがあっても当金庫は責任を負いません。 ○ご指定の口座から預金を払戻し、お振込先 預金の払戻しができる、お振込先が ないので、ご了承ください。
ご 依 頼 人	(フリガナ) 井上 伸史	(信用金庫名) 日田信用金庫 田島支店
ご 依 頼 人	(おなまえ) 井上 伸史 様	(店 名) - 1,731 200円
ご 依 頼 人	(おところ) 日田市田島2丁目5-6	毎度ありがとうございます。 全国どこへでもお振込みができる当金庫 の窓口を今後ともご利用ください。

事業名、使途及び内容等

事務所賃料 (7月)

あん分による充当の場合

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 30,162 円 )

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額

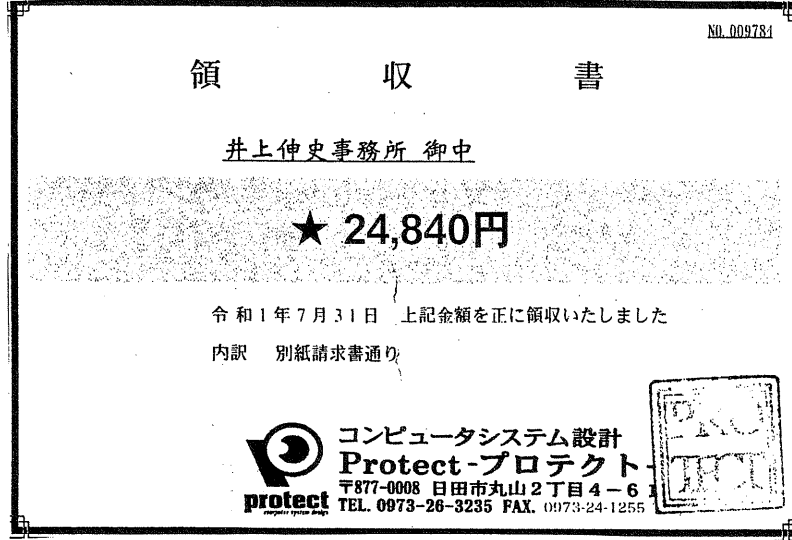
( 円 )

整理番号

//

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

文具代(7月)  
プリンター用トナー代

あん分による充当の場合

対象金額 24,840円

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 12,420 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)


# 政務活動費 走行証明書 (自動車用)

日		目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
				目的地1	目的地2	目的地3			
2	日田地区幼稚園関係者との意見交換会	自宅	日田市元町			自宅	73 km		
8	祇園山鉾振興会との意見交換会	自宅	日田市川原町			自宅	73 km		
14	金ヶ塔地区・吾々路川復旧に関する意見交換	自宅	日田市天瀬町	日田市大山町		自宅	85 km		
21	天領日田歌謡大会での意見交換	自宅	日田市三本松			自宅	73 km		
25	日田祇園祭り振興会との意見交換会	自宅	日田市元町			自宅	74 km	公務後	
27	大山夏祭り・喜楽苑夏祭り実行委員会との意見交換	自宅	日田市大山町	日田市天瀬町		自宅	85 km		
							km		
							km		
							km		
							km		
計								463 km	

【令和元年7月分】

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 井上伸史 

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



【令和元年 7 月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
3	43	6,278	出光津江 津江給油所	1
5	34.22	4,996	出光津江 津江給油所	2
9	48	7,008	出光津江 津江給油所	3
13	39.18	5,720	出光津江 津江給油所	4
18	33.67	4,915	出光津江 津江給油所	5
25	33.81	4,936	出光津江 津江給油所	6
30	38.17	5,572	出光津江 津江給油所	7
計		39,425	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	98,959 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	102,777 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	3,818 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	463 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.1212	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,778 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和元年 7 月分】

議員名 井上 伸史



①	②	③
<p><b>①</b></p> <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書) 211470</p> <p>津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p> <hr/> <p>売上 2019年 7月 3日 08:49 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P- 1(内) 43.00 L 6278円</p> <hr/> <p>合計 6,278円 (内、消費税等( 8.00%) 465円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000009076</p> <hr/> <p>伝No: 10009 担当</p>	<p><b>②</b></p> <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書) 211470</p> <p>津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p> <hr/> <p>売上 2019年 7月 5日 11:50 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P- 1(内) 34.22 L 4996円</p> <hr/> <p>合計 4,996円 (内、消費税等( 8.00%) 370円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000009084</p> <hr/> <p>伝No: 10025 担当</p>	<p><b>③</b></p> <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書) 211470</p> <p>津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p> <hr/> <p>売上 2019年 7月 9日 13:48 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P- 3(内) 48.00 L 7008円</p> <hr/> <p>合計 7,008円 (内、消費税等( 8.00%) 519円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000009100</p> <hr/> <p>伝No: 10027 担当</p>
④	⑤	⑥
<p><b>④</b></p> <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書) 211470</p> <p>津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p> <hr/> <p>売上 2019年 7月13日 13:34 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P- 1(内) 39.18 L 5720円</p> <hr/> <p>合計 5,720円 (内、消費税等( 8.00%) 424円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000009111</p> <hr/> <p>伝No: 10024 担当</p>	<p><b>⑤</b></p> <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書) 211470</p> <p>津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p> <hr/> <p>売上 2019年 7月18日 07:09 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P- 3(内) 33.67 L 4915円</p> <hr/> <p>合計 4,915円 (内、消費税等( 8.00%) 364円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000009134</p> <hr/> <p>伝No: 10005 担当</p>	<p><b>⑥</b></p> <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書) 211470</p> <p>津江 給油所 TEL 0973-54-3626 出光津江 大分県日田市上津江町川原4633-1 TEL 0973-54-3626</p> <hr/> <p>売上 2019年 7月25日 10:07 井上 伸史 様 手 出光ゼアス P- 3(内) 33.81 L 4936円</p> <hr/> <p>合計 4,936円 (内、消費税等( 8.00%) 366円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000009159</p> <hr/> <p>伝No: 10016 担当</p>

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。



政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和元年 7 月分】

議員名 井上 伸史



⑦



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470

津江 給油所

TEL 0973-54-3626

出光津江

大分県日田市上津江町川原4633-1

TEL 0973-54-3626

売上

2019年 7月30日

08:07

井上 伸史

様 手

出光ゼアス

38.17 L

P- 1(内)

5572円

合計

5,572円

(内、消費税等( 8.00%))

419円)

支払区分：一括

承認No. 0000009167

伝No: 10011

担当

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

## 政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史

【令和元年8月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使用項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	178,271														
15	概算委託分	150,000	0	328,271														
19	新聞購読料		1,887	326,384							1,887						1	
20	調査研究補助職員給与		46,000	280,384											46,000		2	
21	概算委託分	92,606	0	372,990														
22	コピー料(カウント)		2,097	370,893						2,097							3	
26	車リース料		769	370,124										769			4	
29	新聞購読料(3件)		9,990	360,134														
30	事務所賃借料		30,162	329,972											30,162		5.6.7	
30	自動車燃料代		8,973	320,999	8,973												購入明細書	
				320,999														
			0	320,999														
			0	320,999														
			0	320,999														
			0	320,999														
			0	320,999														
			0	320,999														
			0	320,999														
			0	320,999														
	月計	242,606	99,878	320,999	8,973	0	0	2,097	0	0	11,877	30,162	769	46,000	0			

整理番号

/

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 新聞購読料 領収証

井上伸史 事務所 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年7月分

領収日 8月19日

領収金額

¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

## その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 一宮 勇作  
住所 日田市城町1丁目3番12-2号  
TEL 0973-28-7750 FAX 0973-28-8670

お申込No. 44031-12384(056)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(夕報)  
公明新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

2

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細

令和1年8月分

令和1年8月20日

氏名	給与	手当			支給計
		通勤手当	超過勤務手当	手当計	
██████████	92,000	0	0	0	92,000



事業名、使途及び内容等

調査研究補助職員給与

日当 8,000円 × 11.5日

( 7月22日～26日, 29日～31日  
8月1日, 5日(半) 19日, 20日 )

あん分による充当の場合

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 46,000 円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( 円 )

領収書等の添付様式

整理番号

3

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

井上 伸 矢 務 務 所 様 No.

金額

74,195

但

コピー料金

1年8月22日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金  
小切手 /  
手形 /  
消費税額 ( % )



収入印紙

〒877-0004

日田市城町2丁目23

武 石 電 器

代表者 武 石 雄 一

TEL0973-24-2820 FAX24-3590



事業名、使途及び内容等

コピー 使用料

あん分による充当の場合

対象金額 4195円

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 2097 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( 円)

領収書等の添付様式

整理番号	4		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
		01-08-26   200	*7,776   NTTJ(NCS)
事業名、使途及び内容等			
車リース利用料 対象金額		802円	
あん分による充当の場合			
あん分の率 ( 0.9251 )			
按分による政務活動費の充当額		( 769 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額		( 円)	

# 自動車再リース申込書

(お客様保管)

お申込み日 2019年 7月 / 日

見積No. @N3335-002H-S

(賃貸人) 日本カーソリューションズ株式会社 御中

賃借人は、下記の「再リース申込条件」による再リース契約を申し込みます。

なお、それ以外の条件は原契約(契約番号: K7KH8A05-000-001)と同一とし、新たに契約書を作成する必要はありません。

(賃借人) 住所 [Redacted] (連帯保証人) 住所 [Redacted]  
 氏名 井上伸史 氏名 [Redacted]

担当部課 担当者  
 電話番号

※※※再リース申込条件※※※ 契約番号 K7KH8A05-001-001

車	型式 塗色	[Redacted]	排気量 形状 ミッション 定員 別用別	[Redacted]
	付属品	前契約で既に装着されている付属品は印字しておりません		

登録番号	[Redacted]	リース料(二台当り)	1回あたり税抜額(円)	消費税等(円)	消費税率	回	
車台番号	[Redacted]		月額リース料	7,200	576	8%	36
リース方式	簡易メンテナンス		台数	1台			
リース期間	3年		( 36 ヲ月 )				
リース開始日	2019年		8月	31日			
使用本拠	指定場所						
支払方法	口座振替	初回お支払予定8月(1回分)	リース料総額(税込)	279,936円			

上記リース料に含まれるもの

諸費用	<input checked="" type="checkbox"/> 登録手数料		メンテナンスサービスの範囲	車検プラン (継続検査)  交換部品 ① ブレーキオイル ② エンジンオイル ③ オイルフィルター ④ ロングライフクーラント  法定点検プラン  交換部品 ① エンジンオイル ② オイルフィルター  部品交換は、自動車製造会社の定める取扱説明書やメンテナンスノート等に準じるものとします。  当社指定メンテナンス工場での実施となります。
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税			
<input type="checkbox"/> 自動車税	全期間			
<input type="checkbox"/> 自動車重量税	全期間			
<input type="checkbox"/> 自賠責保険料	全期間			
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料				
<input checked="" type="checkbox"/> 動産保険料				
<input type="checkbox"/> JAF費用				
自動車保険	種類(***** )	危険割増(*** %)		
	フリート・ノンフリート			
	対人 ***** 万円	料率クラス *		
	対物 ***** 万円 (免責 ** 万円)	料率クラス *		
搭傷 1名 ***** 万円	1事故 ***** 万円	料率クラス *		
人傷 ***** 万円				
車両保険	種類(***** )			
免責 **~** 万円	料率クラス *	車両保険額 ***万円		
付属機械装置名 *****		付属保険額 ***万円		
残存価格の清算方式: オープンエンド方式(残存価格 100円)	規定損害金はリース料総額から支払済みリース料を除いた額とします。			

1. 賃借人は、賃貸人所定の審査の結果、再リース契約が成立しなくても何ら異議はありません。  
 2. 上記リース料欄記載の消費税等額は、申込日時点の税率で計算したものであり、当該税率が変更されたときはその変更後の税率により計算した消費税等額に変更するものとし、賃借人はその変更後の消費税等額を賃貸人に支払います。

その他

整理番号

5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

井上伸史

新聞・雑誌名  
日刊「しんぶん赤旗」

部数 金額  
1 3,497

様

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書

3,497 円

2019 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

西部地区委員会877-0011大  
分県日田市中城町6-29  
TEL 0973-24-2145

領収日 8.29

扱者



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(8月分)  
しんぶん赤旗

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号

6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 1 年 8 月分  
井上伸史事務所 様

003-0140

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同 セット	1	3,093
合 計 (消費税含む)		¥3,093



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

簡単で便利な自動振替もご利用ください。  
手数料はかかりません。

領収日 年 8.29 日

大分合同新聞日田プレスセンター

所長 伊藤 信雄

☎22-5727 日田市田島本町2-2

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達・集金、デリバリー、プレスセンターからの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(8月分)  
大分合同新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2019年08月分

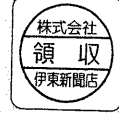
大幸ビルIF  
井上 伸史 様

銘 柄	部数	金 額
西日本新聞朝刊	1	¥3,400

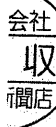
合 計  
¥3,400 円

年 8 月 29 日

担当印



株式会社 伊東新聞店  
日田市南元町20番20号  
(TEL) 23-3159  
0120-64-3159



御購買ありがとうございます

事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (8月分)  
西日本新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号 8

領収書その他の証拠書類の添付欄

振込金(兼手数料)受取書  
~~預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料)~~  
~~預金口座振替~~  
 (上記のいずれかを二条線で必ず抹消する。)

消費税込手数料

ご依頼目 お振込先	令和 平成 1 年 8 月 30 日		ご指定 電信 文書扱 (郵送等)	7,324円									
	預金種目	口座番号		金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十
お受取人	お振込先		金額	¥ 60,000									
	(フリガナ)	2) タイコウビル											
	(おなまえ)	南大幸ビル 様											
	(おところ)	(電話) 日田市田島2丁目5-6											
ご依頼人	(フリガナ)	井上 伸史	(信用金庫名) (店名)	日田信用金庫 田島支店									
	(おなまえ)	井上 伸史 様		200円									
	(おところ)	(電話) 0978-21-3060 日田市田島2丁目5-6		毎度ありがとうございます。 全国どこへでもお振込みができる当金庫 の窓口を今後ともご利用ください。									

○電信扱の場合は、受取人名等をカナ文字で送附いたします。  
 ○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には照会等のため振込が遅延することがあります。  
 ○通信機器・回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって送金に遅延が生じた場合であっても当金庫は責任を負いません。  
 ○ご指定の口座から預金を戻して振込む場合、預金の払戻しができない場合は、振込ができませんので、ご了承ください。

事業名、使途及び内容等

事務所賃料 (8月)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 30,162 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和元年8月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
3	光岡吹上地区関係者との意見交換会	自宅	日田市吹上町			自宅	72 km	
5	日田土木事務所との意見交換会	自宅	日田市田島2丁目			自宅	70 km	
12	天瀬出口地区関係者との意見交換会	自宅	日田市天瀬町			自宅	98 km	
13	前津江赤石地区関係者との意見交換会	自宅	日田市前津江町			自宅	73 km	
17	大山南部地区関係者との意見交換会	自宅	日田市大山町			自宅	53 km	
18	日田市技能大会関係者との意見交換会	自宅	日田市田島3丁目			自宅	70 km	
24	日田福祉施設関係者との意見交換会	自宅	日田市石井町			自宅	71 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							507 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



【令和元年 8 月分】

購入日		購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	自動車登録番号	領収書 番号
3		37.82	5,521	出光津江 津江給油所	1
9		28.63	4,179	出光津江 津江給油所	2
計			9,700	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)		102,777 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	103,325 km…③
当該月の 総走行距離 (km)		548 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	507 km…⑤
		按分率⑥ (⑤/④)	0.9251	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	8,973 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 注2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 注3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 注4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 注5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和元年 8 月分】

議員名 井上 伸史



①



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470

津江 給油所  
TEL 0973-54-3626  
出光津江  
大分県日田市上津江町川原4633-1  
TEL 0973-54-3626

売上 2019年 8月 3日  
15:53  
井上 伸史 様 手

出光ゼアス P- 1(内)  
37.82 L 5521円

合計 5,521円  
(内、消費税等( 8.00%) 409円)

支払区分：一括  
承認No. 0000009183

伝No: 10055 担当: [Redacted]

②



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

211470

津江 給油所  
TEL 0973-54-3626  
出光津江  
大分県日田市上津江町川原4633-1  
TEL 0973-54-3626

売上 2019年 8月 9日  
15:50  
井上 伸史 様 手

出光ゼアス P- 1(内)  
28.63 L 4179円

合計 4,179円  
(内、消費税等( 8.00%) 310円)

支払区分：一括  
承認No. 0000009209

伝No: 10047 担当: [Redacted]

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 井上伸史



【令和元年9月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)									領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費			人件費	その他
	前月繰越		0	320,999													
11	文具代(9月分)		2,019	318,980									2,019			1	
17	概算委託分	150,000		468,980													
19	コピー料(カウント)		1,313	467,667					1,313							2	
20	概算委託分	45,107	0	512,774													
20	新聞購読料		1,887	510,887						1,887						3	
20	調査研究補助職員給与		86,000	424,887										86,000		4	
30	新聞購読料(3件)		9,990	414,897							9,990					6.7.8	
30	事務所賃借料		30,162	384,735								30,162				9	
			0	384,735													
			0	384,735													
			0	384,735													
			0	384,735													
			0	384,735													
			0	384,735													
			0	384,735													
			0	384,735													
			0	384,735													
	月計	195,107	131,371	384,735	0	0	0	0	0	1,313	11,877	30,162	2,019	86,000	0		

整理番号

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2019年9月11日		<b>領 収 書</b>		No. 064485
井上しんし事務所様				
金額			74039	
但し 御苗代 (USB CD-RW)				
上記正に領収いたしました				
 <b>株式会社 かがし屋</b>				
本社 〒839-1312 福岡県うきは市吉井町清瀬47-4 TEL 0943-75-2155(代) FAX 0943-76-3434				
リテール事業部 清瀬店/田主丸店/日田店/筑後店/スポーツみや/免税店 対馬厳原店 文機事業部支店 久留米支店/福岡支店/筑後支店/日田支店/筑前支店 フードサービス事業部 セリオ筑後店/セリオ大川店/セリオ大牟田店 通 信 事 業 部 ドコモショップ うきは店/筑後店/八女店/久留米野伏間店/天神中央店/みやま店/福岡赤坂店				
				収入 印紙
内 訳				
お買上げ額				
消費税				
現金	V			
小切手				
お得意様コード		担当者コード		
				受領印 

事業名、使途及び内容等

文具代 (9月)  
USB, CD-RW

あん分による充当の場合

対帳金額 4039円

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 2019 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 2

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 井上伸幸事務所 様 No. \_\_\_\_\_

金額 72626

但 コピー加料  
1年9月9日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (%)	

〒877-0004 日田市城町2丁目237  
**武石電器**  
 代表者 武石  
 TEL 0973-24-2820 FAX 24-3500

収入印紙

事業名、使途及び内容等

コピー使用料

あん分による充当の場合

対象金額 2626円

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 313 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	3
------	---

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 新聞購読料 領収証

井上伸史 事務所 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年8月分 領収日 9月20日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

## その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 一宮 勇作  
住所 日田市城町1丁目3番12-2号  
TEL 0973-28-7750 FAX 0973-28-8670

お申込No. 44031-12384(056)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(8月分)  
公明新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細

令和1年9月分

令和1年9月20日

氏名	給与	手当			支給計
		通勤手当	超過勤務手当	手当計	
██████████	172,000	0	0	0	172,000



事業名、使途及び内容等

調査研究補助職員給与

日当 8000円 × 21.5日

( 8月 2日, 22日, 23日(半日), 26日~30日  
9月 2日~6日, 9日~13日, 17日~20日 )

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 86000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2019年09月分

大幸ビル1F  
井上 伸史 様

銘 柄	部数	金 額
西日本新聞朝刊	1	¥3,400

合 計  
¥3,400 円

9月30日

担当印

株式会社 伊東新聞店  
 日田市南元町20番20号  
 (TEL) 23-3159  
 ☎ 0120-64-3159

会社  
収  
新聞店

御購買ありがとうございます

株式会社  
領 収  
伊東新聞店

事業名、用途及び内容等

新聞購読料(9月分)  
西日本新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

井上伸史		様		日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書	
新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円		
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2019 年 9 月分		
			上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。		
			西部地区委員会877-0011大 分県日田市中城町6-29 TEL 0973-24-2145		
			領収日	9.30	扱者 

事業名、使途及び内容等

新聞購読料(9月分)  
(しんぶん赤旗)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 1 年 9 月分

井上伸史事務所 様



003-0140

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同 セット	1	3,093
合 計 (消費税含む)		¥3,093



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

簡単に便利な自動振替もご利用ください。

手数料はかかりません。

領収日 年 9 月 0 日

大分合同新聞日田プレスセンター  
 所長 伊藤 信雄  
 ☎22-5727 日田市田島本町2-22

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達・集金、デリバリー、プレスセンターからの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、用途及び内容等

新聞購読料(9月分)  
 大分合同新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号

9

領収書その他の証拠書類の添付欄

**振込金(兼手数料)受取書**  
 預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料)受取書  
 預金口座振替による振込受付書(兼手数料)受取書  
 (上記のいずれかを二条線で必ず抹消する。)

平成 9 年 9 月 30 日

お振込先: [Redacted]

ご指定:  電信振  文書振 (郵送等)

消費税込手数料: 7324 円

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						7	6	0	0	0

お預金目録: [Redacted] 口座番号: [Redacted]

受取人 (フリガナ): 三) タクコウビル (おなまえ) 南大幸ビル 様

受取人 (おとところ): (電話) 日田市日田2丁目5-6

ご依頼人 (フリガナ): 井上 伸史 (おなまえ) 井上 伸史 様

ご依頼人 (おとところ): (電話) 日田市日田2丁目5-6

ご注意:

- 電信振の場合には、受取人名等をカタ文字で送付いたします。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には照会等のため振込が遅延することがあります。
- 通信機器・回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。
- ご指定の口座から預金を引くことができない場合は、預金の払戻しができないので、ご了承ください。

(信用金庫名) 日田信用金庫 (店名) 日田支店

受取印紙: 019300 (200円) 日田信用金庫 日田支店

毎度ありがとうございます。全国どこへでもお振込みができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。

事業名、使途及び内容等

事務所賃料(9月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 30,162 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



【令和元年 9 月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
計	/	0 …①	/	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	103,325 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	103,806 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	481 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	0 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.0000	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	0 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 注2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 注3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 注4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 注5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。



## 政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史

【令和元年10月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	384,735														
10	新聞購読料		1,887	382,848							1,887						1	
15	概算委託分	150,000		532,848														
16	コピー料(カウント)		1,624	531,224							1,624						2	
18	調査研究補助職員給与		72,000	459,224												72,000	3	
25	新聞購読料		9,990	449,234								9,990					5.6.7	
25	車リース料		401	448,833										401			8	
30	県政通信印刷代		365,504	83,329						365,504							9	
30	県政通信折込料		161,301	△ 77,972						161,301							10	
31	県政通信郵送料		37,272	△ 115,244						37,272							11	
31	事務所賃借料		30,165	△ 145,409									30,165				12	
31	ETC利用料		3,100	△ 148,509								3,100					13	
31	自動車燃料代		6,028	△ 154,537								6,028						購入明細書
			0	△ 154,537														
			0	△ 154,537														
			0	△ 154,537														
			0	△ 154,537														
			0	△ 154,537														
	月計	150,000	689,272	△ 154,537	9,128	0	564,077	0	1,624	11,877	30,165	401	72,000	0				

整理番号

1

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 新聞購読料 領収証

井上伸史 事務所 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2019年9月分

領収日 10月10日

領収金額 ￥1,887

\*10月分から、定価(税込)が変わるものもあります。

品名	定価(税込)	部数	金額

## その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 一宮 勇作  
住所 日田市城町1丁目3番12-2号  
TEL 0973-28-7750 FAX 0973-28-8670

お申込No. 44031-12384(056)



事業名、使途及び内容等

新聞購読料(10月分)  
公明新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 井上伸幸事務所 様 No. \_\_\_\_\_

金額 7,524

但 コピー加料  
 1年10月16日 上記正に領収いたしました

内訳  
 現金 \_\_\_\_\_  
 小切手 \_\_\_\_\_  
 手形 \_\_\_\_\_  
 消費税額 (%) \_\_\_\_\_



〒877-0004  
 日田市城町2丁目237  
**武石電器**  
 代表者 武石 唯吉  
 TEL0973-24-2820 FAX24-3590

事業名、使途及び内容等

コピー使用料

あん分による充当の場合

対象金額 7,524円

あん分の率 ( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額 ( 1,624 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( \_\_\_\_\_ 円)

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細

令和1年10月分

令和1年10月18日

氏名	給与	手当			支給計
		通勤手当	超過勤務手当	手当計	
██████████	144,000	0	0	0	144,000

受領印



事業名、使途及び内容等

調査研究補助職員給与  
日当 8,000円 × 18日

( 9月24日～27日, 10月1日～4日 )  
10月7日～11日, 14日～18日

あん分による充当の場合

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 72,000 円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( 円 )

整理番号

5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 1 年 10 月分

井上伸史事務所 様



003-0140

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同 セット	1	3,093
合 計 (消費税含む)		¥3,093

大分合同新聞

ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。  
 簡単で便利な自動振替もご利用ください。  
 手数料はかかりません。

領収日 年 月 日

大分合同新聞日田プレスセンター  
 所長 伊藤 信雄  
 ☎22-5727 日田市田島本町2-22

本領収証に遇われたお客様の個人情報は、当プレスセンター販売店において適切に管理し、新聞等の配達・集金・テレマーケティング・プレスセンターからの各種ご連絡・新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、用途及び内容等

新聞購読料(10月分)  
 大分合同新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

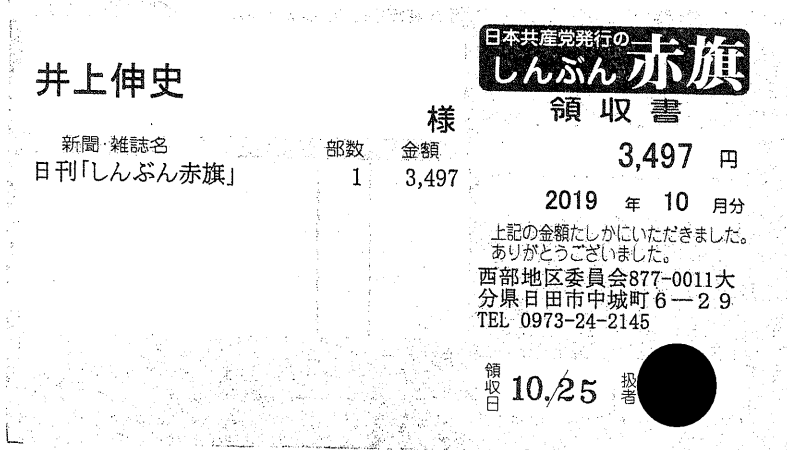
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 6

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

新聞購読料(10月分)  
しんぶん赤旗

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2019年10月分

大幸ビル1F  
井上伸史 様

銘	柄	部数	金 額
西日本新聞朝刊		1	¥3,400

合 計  
¥3,400 円  
10.25 日

御購買ありがとうございます

担当印

株式会社  
領 収  
伊東新聞店

株式会社 伊東新聞店  
日田市南元町20番20号  
(TEL) 23-3159  
☎ 0120-64-3159

事業名、用途及び内容等

新聞購読料 (10月分)  
西日本新聞

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	8	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
201-10-25   200   *7,920   NTT (NCS)			
事業名、使途及び内容等			
車リース利用料 対象金額 810円			
あん分による充当の場合			
あん分の率 ( 0.4960 ) 按分による政務活動費の充当額 ( 401 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 ( 円)			



整理番号

9

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。  
ご利用の明細は、下記の通りでございます。どうぞお確かめ下さい。

取引日	取引店・口座番号	ご利用内容
01-10-30	0038002	お振込み
取引銀行	取引店	口座番号
お振込金額(円)	お取引金額	
万円 千円 円	¥429,840	
千円 百円 十円	手数料 ¥165	
円 角 十銭		
	元 角 十 銭	
	*****	
ご案内・お受取人		
ヤマモトインサツコウキョウ(ユ)		
ご依頼人		様
イノウエシンジシムシヨ		様
電話番号 0973-27-5060		
取引時刻	10:47	振込日
振込通番	000048	
L 004622	地銀窓口の請求をもちめ	
	大分銀行	印紙税申告納付につき大分*****

事業名、使途及び内容等

県政通信印刷代 (26,500部)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 85/100 )

按分による政務活動費の充当額 ( 265,504 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号 10

領収書その他の証拠書類の添付欄

**電信振込 振込金受取書 (兼振込手数料受取書)**

(知照) 年 月 日 曜日  
 (利便) 年 月 日  
 (振込) 年 月 日

振込先 大分県 振込手数料 円  
 金額 189,766

振込先 (おなまえ) (株) 地元新聞社 様へ  
 振込先 (あて) 井上伸史(事務所) 様  
 振込先 (あて) 日田市(島)2丁目5-6 大分ビル1F)

お知らせ  
 ・午後2時以降に受付した振込みは、当日中に届かない場合がございます。  
 ・やむをえない事由による通信機器、回線の障害などによって振込みが遅くなる場合がありますのでご了承ください。



大分銀行 230-7002 425.05

毎度ご利用いただきましてありがとうございます。  
 大分銀行

事業名、使途及び内容等

県政通信折込料 (21900部)

あん分による充当の場合

対象金額 189,766

あん分の率 ( 85/100 )  
 按分による政務活動費の充当額

( 161,301 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号

11

領収書その他の証拠書類の添付欄

振替払込請求書 兼受領証	
普通払込料金 加入者負担	
00180	3 901196
加入者名 日本郵便株式会社	
金額 千 百 十 万 千 百 十 円 8 5 0 1 4	
<input checked="" type="checkbox"/> 依頼人住所氏名 切り取らないでお出しください。	877-0025 大分県日田市田島2丁目5-6 大幸ビル5号 井上伸史事務所 井上 伸史 様
	日 附 印 01-10-31 日田田島 郵便局 (72304) N94140004
この受領証は、大切に保管してください。	

事業名、使途及び内容等

県政通信郵送料

あん分による充当の場合

対象金額 43,850円

あん分の率

(  $\frac{85}{100}$  )

按分による政務活動費の充当額

( 37,272 円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号 12

領収書その他の証拠書類の添付欄

振込金(兼手数料)受取書  
預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料)  
 預金口座振替

平成 / 年 10 月 31 日  
(上記のいずれかを二条線で必ず抹消する。)


ご依頼先 お振込先 預金種目 お振込目 口座番号		手数料 消費税込手数料 330円	ご指定 <input checked="" type="radio"/> 電信振 <input type="radio"/> 文書振 (郵送等) 金額 760000円
--------------------------------------	--	------------------------	--

受取人 (フリガナ) 有 天幸ビル 様  
 (おなまえ)  
 (おところ) (電話) 日田市日田町2丁目5-6

ご依頼人 (フリガナ) 井上伸史 様  
 (おなまえ)  
 (おところ) (電話) (9)3-27-5060

(注意)  
 ○電信振の場合には、受取人名等をカナ文字で送付いたします。  
 ○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には照会等のため振込が遅延することがあります。  
 ○通信機器・回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。  
 ○ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、預金の払戻しができない時は、振込できませんので、ご了承ください。

(信用金庫名) 日田信用金庫  
 (店名) 日田支店



毎度ありがとうございます。  
 全国どこへでもお振込みができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。

事業名、使途及び内容等

事務所賃料 (10月)

あん分による充当の場合

あん分の率

( 1/2 )

按分による政務活動費の充当額

( 80,165 円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

( ) 円

整理番号

(3)

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。  
利用証明書



料金所(自) 大分  
料金所(至) 九重

19年10月 4日  
19時39分

通行料金 ¥1,550-  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
A54910-043394-671339



※通行料金は消費税率10%対象です。  
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。  
利用証明書



料金所(自) 九重  
料金所(至) 大分

19年10月 7日  
13時46分

通行料金 ¥1,550-  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
A54910-073394-672532



※通行料金は消費税率10%対象です。  
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

事業名、使途及び内容等

高速代(ETC利用分) 3,100円

- 10月4日 教育農業団体との意見交換会
- 10月7日 商工・福祉・トラフ協会との意見交換会

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

按分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 政務活動費 走行証明書（自動車用）

日		目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
				目的地1	目的地2	目的地3			
【令和元年10月分】								[REDACTED]	
4	教育・農業関係団体との意見交換会	自宅	大分県庁			自宅	198 km		
7	商工・福祉・トラック協会との意見交換会	自宅	大分県庁			自宅	198 km		
12	消防慰霊祭での関係者との意見交換	自宅	日田市田島2丁目			自宅	70 km		
13	市民健康福祉まつりでの関係者との意見交換	自宅	日田市三本松			自宅	70 km		
16	グループホームすばる竹田園関係者との意見交換会	自宅	日田市竹田新町			自宅	69 km	公務後	
20	高瀬・光岡地区人権での関係者との意見交換	自宅	日田市誠和町	日田市北友田町1丁目		自宅	74 km		
〃	210号川下改良に係る調査・祇園離子保存会結成50周年関係者との意見交換	自宅	日田市夜明中町	日田市隈町		自宅	90 km		
27	羽田地区関係者との意見交換	自宅	日田市羽田町			自宅	89 km		
28	昭和学園関係者との意見交換	自宅	日田市日ノ出町			自宅	73 km		
							km		
							km		
							km		
							km		
計								931 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党  
 議員名 井上伸史



# 政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 井上 伸史



【令和元年 10 月分】

自動車登録番号		[REDACTED]		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
9	35.8	5,298	大分大山町農協 大山SS	1
14	46.65	6,857	出光津江 津江給油所	2
計	/	12,155	…①	/
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	103,806 km…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	105,683 km…③	
当該月の 総走行距離 (km)	1,877 km…④ (③-②)	当該月の政務活動 走行距離 (km)	931 km…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4960	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,028 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和元年 10月分】

議員名 井上 伸史



①

②



領収書

売上  
大分大山町農業協同組合  
大山SS  
日田市大山町大字大山3487  
TEL:0973-52-3003 SS:8414500101  
2019/10/09(水)16:11  
**現金固定** 様  
84-145-010-000000026-000-01  
現金メンバー 手  
区分 11  
No.0152 P-03  
レギュラーガソリン  
35.80L/l @148.0 ¥5298  
(内ガソリン税 @53.8 ¥1926)  
合計 **¥5,298**  
(内消費税等 ¥482)  
係員: [Redacted] 店No.0170 01  
1万4702 6千702



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)  
211470  
津江 給油所  
TEL 0973-54-3626  
出光津江  
大分県日田市上津江町川原4633-1  
TEL 0973-54-3626

売上 2019年10月14日  
16:33  
井上 伸史 様 手  
[Redacted]  
出光ゼアス P- 3(内)  
46.65 L 6857円  
合計 **6,857円**  
(内、消費税等(10.00%) 623円)

支払区分:一括  
承認No. 0000009266

伝No: 10059 担当: [Redacted]

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。